

令和 3 年 12 月 9 日

令和 3 年広島県議会 12 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

## 令和三年広島県議会十二月定例会議案目次（その二）

県第九十五号	広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	一
県第九十六号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	十六
県第九十七号	広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例	二〇
県第九十八号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	二二
県第九十九号	広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例	二五
県第 百 号	「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例	二七
県第百一号	工事請負契約の締結について	三〇
県第百二号	工事請負契約の締結について	三二
県第百三号	財産の取得について	三四
県第百四号	財産の取得について	三六
県第百五号	財産の取得について	三八
県第百六号	財産の取得について	四〇
県第百七号	財産の取得について	四二
県第百八号	財産の取得について	四四
県第百九号	財産の取得について	四六
県第百十号	財産の取得について	四八
県第百十一号	権利の放棄について	五〇
県第百十二号	公の施設の指定管理者の指定について	五三
県第百十三号	公の施設の指定管理者の指定について	五五
県第百十四号	公の施設の指定管理者の指定について	五七
県第百十五号	当せん金付証票の発売総額について	五九



項に規定する住宅性能評価書又はその写し(以下この項において「住宅性能評価書」という。)を添付する場合(確認書を添付する場合を除く。以下この項において同じ。)

三、〇〇〇円

二 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの

一三、〇〇〇円

(確認書を添付する場合にあっては二、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合には三、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一八、〇〇〇円

(確認書を添付する場合にあっては三九、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合には三九、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの

三五、〇〇〇円

(確認書を添付する場合にあっては)

第五条第一項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)を受けた場合(適合審査を受けた場合を除く。以下この項において同じ。)

一三、〇〇〇円

二 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの

八、〇〇〇円

(適合審査を受けた場合にあっては二、〇〇〇円、住宅性能評価書を受けた場合には四、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一二、〇〇〇円

(適合審査を受けた場合にあっては二〇、〇〇〇円、住宅性能評価書を受けた場合には二〇、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの

二五、〇〇〇円

(適合審査を受けた場合にあっては)



7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを  
 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二、九〇三、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては三四〇、〇〇〇円、  
 住宅性能評価書を添付する場合には三〇〇、〇〇〇円)  
 8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
 三、五五七、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては三八六、〇〇〇円、  
 住宅性能評価書を添付する場合には三〇六、〇〇〇円)  
 三 長期優良住宅建築等計画により増築し、  
 又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合  
 七二、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合には、  
 九、〇〇〇円)

7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを  
 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二、〇六八、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合  
 にあっては二五二、〇〇〇円、  
 住宅性能評価書を受けた場合には八八三、〇〇〇円)  
 8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの  
 二、五三三、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合  
 にあっては二八七、〇〇〇円、  
 住宅性能評価書を受けた場合には一、〇七〇、〇〇〇円)  
 三 長期優良住宅建築等計画により増築し、  
 又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合  
 七三、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合は、  
 一〇、〇〇〇円)

<p>6 床面積の 合計が一〇〇〇平方メートルを 超え二〇、</p>	<p>5 床面積の 合計が五〇〇〇平方メートルを 超え一〇、</p>	<p>4 床面積の 合計が三〇〇〇平方メートルを 超え五、〇</p>	<p>3 床面積の 合計が一〇〇〇平方メートルを 超え三、〇</p>	<p>2 床面積の 合計が五〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇</p>
--	--	--	--	---

<p>6 床面積の 合計が一〇〇〇平方メートルを 超え二〇、</p>	<p>5 床面積の 合計が五〇〇〇平方メートルを 超え一〇、</p>	<p>4 床面積の 合計が三〇〇〇平方メートルを 超え五、〇</p>	<p>3 床面積の 合計が一〇〇〇平方メートルを 超え三、〇</p>	<p>2 床面積の 合計が五〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇</p>
--	--	--	--	---

	(略)	<p>○〇〇平方メートル以内のもの 三、〇四八、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、四〇三、〇〇〇円)</p> <p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三五五、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、五一〇、〇〇〇円)</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、五八〇、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	(略)	<p>○〇〇平方メートル以内のもの 三、〇九六、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合に、二六四、〇〇〇円)</p> <p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、四二四、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合に、三二四、〇〇〇円)</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、四一九、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合に、三四六、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	(略)	<p>一 長期優良住宅建築等計画の変更により新築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合 四八、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、二三、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては、一三、〇〇〇円)</p> <p>二 (略)</p> <p>1 床面積の合計が五〇平方メートル以内のもの 一、二二一、〇〇〇円 (確認書を添付する場合</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	(略)	<p>一 長期優良住宅建築等計画の変更により新築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合 三四、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合にあっては、六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては、一三、〇〇〇円)</p> <p>二 (略)</p> <p>1 床面積の合計が五〇平方メートル以内のもの 八、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合</p>





8	床面積の合計が三〇、〇〇〇円	7	床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二、九〇三、〇〇〇円	6	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを 超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二、〇三二、〇〇〇円	5	床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一、〇九八、〇〇〇円
			(確認書を添付する場 合にあっては三四〇、〇〇〇円、 住宅性能評価書を添付する場合には三 四〇、〇〇〇円)		(確認書を添付する場 合にあっては二六九、〇〇〇円、 住宅性能評価書を添付する場合には二 六九、〇〇〇円)		(確認書を添付する場 合にあっては一五八、〇〇〇円、 住宅性能評価書を添付する場合には一 五八、〇〇〇円)

8	床面積の合計が三〇、〇〇〇円	7	床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二、〇六八、〇〇〇円	6	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを 超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一、四四七、〇〇〇円	5	床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 七八二、〇〇〇円
			(適合審査を受けた場 合にあっては二五二、〇〇〇円、 住宅性能評価書を受けた場合には八八三、 〇〇〇円)		(適合審査を受けた場 合にあっては一八九、〇〇〇円、 住宅性能評価書を受けた場合には六四五、 〇〇〇円)		(適合審査を受けた場 合にあっては一〇七、〇〇〇円、 住宅性能評価書を受けた場合には三五四、 〇〇〇円)

○○○平方メートルを超えるもの  
 三、五五七、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては三、八八六、〇〇〇円、  
 三、八八六、〇〇〇円)  
 三 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合  
 七二、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は、一、九〇〇〇円)

四 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一六九、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、三五、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七一、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、五八、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、三、〇〇〇平方メートル以内のもの

○○○平方メートルを超えるもの  
 二、五三三、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合にあっては二、八七、〇〇〇円、  
 七〇、〇〇〇円)

三 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合  
 七三、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合は、一、〇〇〇円)

四 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一七二、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合は、一九、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七五、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合は、三五、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、三、〇〇〇平方メートル以内のもの

五三五、  
 〇〇〇円  
 (確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は、九七、  
 〇〇〇円)  
 4 床面積の  
 合計が三、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え五、〇  
 〇〇平方メ  
 ートル以内  
 のもの  
 九五八、  
 〇〇〇円  
 (確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は、一五五、  
 〇〇〇円)  
 5 床面積の  
 合計が五、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 一、六四七、  
 〇〇〇円  
 (確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は、二三七、  
 〇〇〇円)  
 6 床面積の  
 合計が一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 三、〇四八、  
 〇〇〇円  
 (確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は、四〇三、  
 〇〇〇円)  
 7 床面積の  
 合計が二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え三〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 四、三五五、  
 〇〇〇円  
 (確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は、五一〇、  
 〇〇〇円)

五四三、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合は、五〇、  
 〇〇〇円)  
 4 床面積の  
 合計が三、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え五、〇  
 〇〇平方メ  
 ートル以内  
 のもの  
 九七三、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合は、九三、  
 〇〇〇円)  
 5 床面積の  
 合計が五、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 一、六七三、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合は、一六  
 〇、〇〇〇  
 円)  
 6 床面積の  
 合計が一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 三、〇九六、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合は、二六  
 四、〇〇〇  
 円)  
 7 床面積の  
 合計が二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え三〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 四、四二四、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合は、三二  
 四、〇〇〇  
 円)

法第十八条第一項の規定による認定長期優良住宅の容積率に特例許可申請に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅の容積率	一六〇、〇〇〇円	8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円 (確認書を添付する場合には、五八〇、〇〇〇円)
			8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、四一九、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合は、三四六、〇〇〇円)

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第二条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	法律名	法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額	金額	金額
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲等又は刀剣類所持許可(銃砲等又は刀剣類所持許可)の申請(当該申請を同時申請でない昭和三十二年銃砲等又は刀剣類に於て所持の許可を減額に該当しないもの)に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査
法第四条第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けようとする場合の当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るものに対する審査	銃砲等又は刀剣類所持許可(銃砲等又は刀剣類所持許可)の申請(当該申請を同時申請に於て減額に該当するもの)	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項に於ては当該銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの(「法」)に対する審査
五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円
一及び二に掲げる場合以外の場合	一及び二に掲げる場合以外の場合	一及び二に掲げる場合以外の場合	一及び二に掲げる場合以外の場合	一及び二に掲げる場合以外の場合	一及び二に掲げる場合以外の場合
五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三 一及び二に掲げる場合以外の場合 六、七〇〇円 (略)</p>
<p>法第五条の三第一項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会の開催</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第五条の三の二第一項の規定によるクロスボウの取扱いに關する講習会の開催</p>	<p>クロスボウの取扱いに關する講習手数料</p>	<p>現に法第四一条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に係るもの 三、〇〇〇円 二 一に掲げる者以外の者に係るもの 六、九〇〇円 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第六条第一項の規定による国際競技に参加するため入国する外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るものでないものに対する審査</p>	<p>国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時に申請において減額に該当するもの)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換え</p>	<p>銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の再交付</p>	<p>銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請(当該申請を行う者が同時に申請にお</p>	<p>猟銃又は空気銃の所持の許可更新申請手数料(更新の申請にお</p>	<p>一 新たな許可証の交付を伴う法第七条の規定による猟銃</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 一に掲げる場合以外の場合 六、七〇〇円 (略)</p>
<p>法第五条の三第一項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会の開催</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第六条第一項の規定による国際競技に参加するため入国する外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るものでないものに対する審査</p>	<p>国際競技参加外国人に係る銃砲刀剣類所持許可申請手数料(同時に申請において減額に該当するもの)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換え</p>	<p>銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の再交付</p>	<p>銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請(当該申請を行う者が同</p>	<p>猟銃又は空気銃の所持の許可更新申請手数料(更新の申請にお</p>	<p>一 新たな許可証の交付を伴うもの 七、二〇〇円</p>

<p>時に他の猟銃又は空いて減額に該 気銃について所持の 許可の更新を受けよ うとする場合に つては当該他の 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係るも のではないもの 及び法第四 条第一項第一号 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないも の）に対する 審査</p>	<p>減額に該 及び所持許可 申請との同時 申請でないも の）</p>	<p>又は空気銃の 所持の許可の 更新を受けよ うとする場合 七、二〇〇円 二 新たな許可 証の交付を伴 わない法第七 条の三第一項 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新を受 けようとする 場合 六、八〇〇円</p>	<p>法第七條の三第二項 の規定によるクロス ボウの所持の許可 更新の申請（当該申 請を行う者が同時に 他のクロスボウにつ いて所持の許可の更 新を受けようとする 場合にあつては当該 他のクロスボウの所 持の許可の更新に係 るものではないもの 及び法第四條第一項 第一号の規定による クロスボウの所持の許 可の申請と同時に 行われるクロスボウ の所持の許可の更新 に係るものではないも の）に対する 審査</p>	<p>クロスボウの 所持の許可更 新申請手数料 （更新の同時 申請において 減額に該当し ないもの及び 所申請申請 との同時申請 でないもの）</p>	<p>二 新たな許可 証の交付を伴 わない法第七 條の三第一項 の規定による クロスボウの 所持の許可の 更新を受けよ うとする場合 六、八〇〇円</p>	<p>法第七條の三第二項 の規定によるクロス ボウの所持の許可 更新の申請であつて 当該申請を行う者が 同時に他のクロスボ ウについて所持の許 可の更新を受けよう とする場合に つては当該他の 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係るも のではないもの 及び法第四 條第一項第一号 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないも の）に対する 審査</p>	<p>猟銃又は空 気銃の所持の許 可更新申請手 料（更新の 同時申請にお いて減額に該 当するもの 及び所持許可 申請との同時 申請のもの）</p>	<p>一 新たな許可 証の交付を伴 う法第七條の 三第一項の規 定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新を受 けようとする 場合 四、四〇〇円</p>	<p>法第七條の三第二項 の規定によるクロス ボウの所持の許可 更新の申請であつて 当該申請を行う者が 同時に他のクロスボ ウについて所持の許 可の更新を受けよう とする場合に つては当該他の 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係るも のではないもの 及び法第四 條第一項第一号 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないも の）に対する 審査</p>	<p>クロスボウの 所持の許可更 新申請手数料 （更新の同時 申請において 減額に該当す るもの及び所 持許可申請と</p>	<p>一 新たな許可 証の交付を伴 う法第七條の 三第一項の規 定によるクロス ボウの所持 の許可の更新 を受けようと</p>
<p>時に他の猟銃又は空 気銃について所持 の許可の更新を受 けようとする場 合に つては当該 他の猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないもの 及び法第四 條第一項第一号 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないも の）に対する 審査</p>	<p>減額に該 及び所持許可 申請との同時 申請でないも の）</p>	<p>二 一に掲げる もの以外のも の 六、八〇〇円</p>	<p>法第七條の三第二項 の規定によるクロス ボウの所持の許可 更新の申請であつて 当該申請を行う者が 同時に他のクロスボ ウについて所持の許 可の更新を受けよ うとする場合に つては当該他の 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係るも のではないもの 及び法第四 條第一項第一号 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないも の）に対する 審査</p>	<p>猟銃又は空 気銃の所持の許 可更新申請手 料（更新の 同時申請にお いて減額に該 当するもの 及び所持許可 申請との同時 申請のもの）</p>	<p>一 新たな許可 証の交付を伴 うもの 四、八〇〇円</p>	<p>法第七條の三第二項 の規定によるクロス ボウの所持の許可 更新の申請であつて 当該申請を行う者が 同時に他のクロスボ ウについて所持の許 可の更新を受けよ うとする場合に つては当該他の 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係るも のではないもの 及び法第四 條第一項第一号 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないも の）に対する 審査</p>	<p>猟銃又は空 気銃の所持の許 可更新申請手 料（更新の 同時申請にお いて減額に該 当するもの 及び所持許可 申請との同時 申請のもの）</p>	<p>二 一に掲げる もの以外のも の 四、四〇〇円</p>	<p>法第七條の三第二項 の規定によるクロス ボウの所持の許可 更新の申請であつて 当該申請を行う者が 同時に他のクロスボ ウについて所持の許 可の更新を受けよ うとする場合に つては当該他の 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係るも のではないもの 及び法第四 條第一項第一号 の規定による 猟銃又は空 気銃の所持の許 可の更新に係る ものではないも の）に対する 審査</p>	<p>クロスボウの 所持の許可更 新申請手数料 （更新の同時 申請において 減額に該当す るもの及び所 持許可申請と</p>	<p>一 新たな許可 証の交付を伴 うもの 四、八〇〇円</p>

とする場合の当該他のクロスボウの所持の許可の更新に係るもの及び法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請と同様に行使されるクロスボウの所持の許可の更新に係るものに対する審査	(略)	(略)	四、八〇〇円	二、新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合
法第九条の十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催	(略)	(略)	四、四〇〇円	(略)
法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定申請(当該申請を行う者が同時に他のクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする場合にあつては当該他のクロスボウ射撃資格の認定に係るものでないもの)に対する審査	(略)	(略)	九、三〇〇円	(略)
法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定申請(当該申請を行う者が同時に他のクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする場合にあつては当該他のクロスボウ射撃資格の認定に係るものでないもの)に対する審査	(略)	(略)	五、六〇〇円	(略)

附 則

この条例中第一条の規定は令和四年二月二十日から、第二条の規定は同年三月十五日から施行する。



(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第九十六号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例案  
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例  
の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十一の四の二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。）麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (36)（略）</p> <p>(37) 省令第一条の四の規定による麻薬取扱者の役員の変更の届出の受付</p> <p>(38) 省令第十四条の四の規定による向精神薬営業者の役員の変更の届出の受付</p> <p>(39) (1)から(38)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	市町	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十一の四の二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (36)（略）</p> <p>(37) (1)から(36)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	市町
<p>第三条（略）</p> <p>事務</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法関係)</p> <p>八 麻薬及び向精神薬取締法（昭</p>	市町	<p>第三条（略）</p> <p>事務</p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法関係)</p> <p>八 麻薬及び向精神薬取締法（昭</p>	市町

<p>和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第三条第一項、法第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、法第九条第一項、法第十条第一項、法第二十九条、法第三十五条第一項及び第二項、法第三十六条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、法第四十六条第一項、法第四十七条、法第四十八条、法第四十九条並びに省令第一条の四の規定による麻薬取扱者に関する免許、届出の受付及び免許証の再交付</p> <p>(2) 法第五十条第一項、法第五十条の四において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の五第一項、法第五十条の七において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の二十二第一項、法第五十条の二十四第二項、法第五十条の二十六第一項並びに省令第十四条の四の規定による向精神薬取扱者に関する免許、届出及び申出の受付、登録並びに免許証又は登録証の再交付</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第三条第一項、法第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、法第九条第一項、法第十条第一項、法第二十九条、法第三十五条第一項及び第二項、法第三十六条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、法第四十六条第一項、法第四十七条、法第四十八条並びに法第四十九条の規定による麻薬取扱者に関する免許、届出の受付及び免許証の再交付</p> <p>(2) 法第五十条第一項、法第五十条の四において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の五第一項、法第五十条の七において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の二十二第一項、法第五十条の二十四第二項並びに法第五十条の二十六第一項の規定による向精神薬取扱者に関する免許、届出及び申出の受付、登録並びに免許証又は登録証の再交付</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>(略)</p>
--	--	------------

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>八の二 (略) (1) (20) (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>八の二 (略) (1) (20) (略)</p>	<p>市町 (広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く。)</p> <p>市町 (広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く。)</p>
---	---	---

八の二の二 (略)  
(1) (8) (略)

竹原市、尾道市及び  
び廿日市市  
(1) (8) (略)

尾道市及び廿日市  
市

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和四年四月一日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第九十七号議案

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例案  
 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

広島県屋外広告物条例（平成二十四年広島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（景観行政団体が処理することとする事務の範囲等）                      第三十九条 法第二十八条の規定により、法第三十条から第五十条まで、第七條及び第八條の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、竹原市、尾道市及び廿日市市が処理することとする。</p>	<p>（景観行政団体が処理することとする事務の範囲等）                      第三十九条 法第二十八条の規定により、法第三十条から第五十条まで、第七條及び第八條の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、尾道市及び廿日市市が処理することとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

景観行政団体である竹原市が屋外広告物等の規制を定める条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとするため、この条例案を提出する。

県第九十八号議案

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成十四年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第二条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（政令第二十九条の九各号に掲げる区域（知事が別に定める区域を除く。以下同じ。）を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 市街化区域との境界から一キロメートル以内で規則で定める区域</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為）</p> <p>第四条 法第三十四条第十二号の規定により条例で区域（政令第二十九条の九各号に掲げる区域を除く。）、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、市街化調整区域で行う土地の面積が千平方メートル未満の開発行為であつて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一一五（略）</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で定める建築物の新築等）</p> <p>第五条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域（政令第二十九条の九各号</p>	<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第二条 法第三十四条第十一号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 市街化区域との境界から一キロメートル以内で規則で定める距離までの区域</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為）</p> <p>第四条 法第三十四条第十二号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、市街化調整区域のうち政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う土地の面積が千平方メートル未満の開発行為であつて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一一五（略）</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で定める建築物の新築等）</p> <p>第五条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域、目的又は用途を限り定め</p>



に掲げる区域を除く。)目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域で行う敷地の面積が千平方メートル未満の建築物又は第一種特定工作物の新築等又は新設であつて、次の各号に掲げるものとする。

一―五 (略)

る建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域のうち政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う敷地の面積が千平方メートル未満の建築物又は第一種特定工作物の新築等又は新設であつて、次の各号に掲げるものとする。

一―五 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第二条、第四条及び第五条の規定は、この条例の施行の日以後にされる許可の申請から適用し、この条例の施行の日前にされた許可の申請で、この条例の施行の際現に許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画法の一部改正を踏まえ、市街化調整区域における開発可能区域から浸水ハザードエリア等を除くなど、当該区域の指定基準の見直しを行うため、この条例案を提出する。

県第九十九号議案

広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例案

広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例

広島県暴走族追放の促進に関する条例（平成十一年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号) 第二条第一項に規定する者をいう。</p> <p>三 保護者 少年法第二条第二項に規定する者をいう。</p> <p>四―七 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年 二十歳未満の者(第十六条及び第十七条を除き、婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。)をいう。</p> <p>三 保護者 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号) 第二条第二項に規定する者をいう。</p> <p>四―七 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

民法の一部が改正され、成年となる年齢及び婚姻の開始年齢を統一する等の措置が講じられたことを踏まえ、少年の定義の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第百号議案

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進

条例の一部を改正する条例案

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進

条例の一部を改正する条例

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成十四年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 子ども、高齢者、女性等の安全確保 （第十一条 第十五条）</p> <p>第五章 インターネットの利用に係る犯罪被害の防止（第十六条・第十七条）</p> <p>第六章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第十八条 第二十一条）</p> <p>第七章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第二十二条 第二十四条）</p> <p>第八章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第二十五条 第二十七条）</p> <p>第九章 雑則（第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 子ども、高齢者、女性等の安全確保</p> <p>（子ども、高齢者、女性等の安全確保）</p> <p>第十一条 県は、子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者（以下「子ども等要配慮者」という。）を犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子ども等要配慮者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>（指針の策定）</p> <p>第十二条 県は、子ども等要配慮者の安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 子ども等の安全確保（第十一条 第十五条）</p> <p>第五章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第十六条 第十九条）</p> <p>第六章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第二十条 第二十二條）</p> <p>第七章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第二十三条 第二十五条）</p> <p>第八章 雑則（第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 子ども等の安全確保</p> <p>（子ども等の安全確保）</p> <p>第十一条 県は、子どもを犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子どもの安全確保に努めるものとする。</p> <p>（指針の策定）</p> <p>第十二条 県は、子ども等の安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。</p>

る。

第五章 インターネットの利用に係る犯罪被害の防止

(インターネットの利用に係る犯罪被害の防止の措置)

第十六条 県は、インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、県民、事業者等に対し、情報の提供、助言、その他の必要な措置を講じるものとする。

(指針の策定)

第十七条 県は、インターネットを安全に利用するための防犯上の指針を定めるものとする。

第六章 (略)

第十八条 第二十一条 (略)

第七章 (略)

第二十二条 第二十四条 (略)

第八章 (略)

第二十五条 第二十七条 (略)

第九章 (略)

(指針の策定手続等)

第二十八条 県は、第十二条、第十七条、第十九条又は第二十三条の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第五章 (略)

第十六条 第十九条 (略)

第六章 (略)

第二十条 第二十二条 (略)

第七章 (略)

第二十三条 第二十五条 (略)

第八章 (略)

(指針の策定手続等)

第二十六条 県は、第十二条、第十七条又は第二十一条の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

近年の社会情勢の変化や技術の進展に伴い、高齢者、女性等を狙った犯罪被害の防止に向け、市町、県民等が連携して行う取組及びインターネットの利用に係る犯罪被害の防止に向けた取組の促進を図るため、県が講じる措置及び防犯上の指針を定めることとするなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

## 県第百一号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり鞆松永線道路改良工事（仮称）鞆トンネル）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 鞆松永線道路改良工事（仮称）鞆トンネル）
- 二 工事場所 福山市鞆町後地
- 三 請負金額 六、二九二、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都文京区後楽二丁目二番八号  
五洋建設株式会社  
東京都渋谷区渋谷三丁目二九番二〇号  
エクシオグループ株式会社  
尾道市瀬戸田町宮原五二九番地の二  
株式会社 田中組  
広島市安佐北区可部三丁目三番三〇号  
沼田建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和六年三月二十九日まで



(提案理由)

鞆松永線道路改良工事（仮称）鞆トンネル）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百二号議案

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり福山沼隈線道路改良工事（R三―七工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 福山沼隈線道路改良工事（R三―七工区）
- 二 工事場所 福山市草戸町
- 三 請負金額 二、四七八、三〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市西区観音新町一丁目二〇番二四号  
エム・エムブリッジ株式会社  
船橋市山野町二七番地  
株式会社 横河ブリッジ  
堺市堺区大浜西町三番地  
株式会社 IHIインフラシステム
- 五 工期 議決の日の翌日から  
令和六年三月二十九日まで

(提案理由)

福山沼隈線道路改良工事（R三―七工区）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百三号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 旋盤

数 量 一式

二 取得価格 一〇一、二〇〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市沖野上町四丁目二四番二五号

双葉工機株式会社

(提案理由)

広島県立福山工業高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第四百四号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 レーザー加工機

数 量 一式

二 取得価格 七〇、一四七、〇〇〇円

三 相手方 東京都中央区日本橋本町一丁目五番九号

関東物産株式会社

(提案理由)

広島県立福山工業高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百五号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 マシニングセンタ

数 量 一式

二 取得価格 七九、二〇〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市沖野上町四丁目二四番二五号

双葉工機株式会社



(提案理由)

広島県立呉工業高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百六号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 旋盤

数 量 一式

二 取得価格 一一〇、五五〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市沖野上町四丁目二四番二五号

双葉工機株式会社

(提案理由)

広島県立神辺高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求めらる。

## 県第七号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 マシニングセンタ

数 量 一式

二 取得価格 七二、六〇〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市沖野上町四丁目二四番二五号

双葉工機株式会社

(提案理由)

広島県立神辺高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求めらる。

## 県第百八号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 旋盤

数 量 一式

二 取得価格 一〇三、九五〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市沖野上町四丁目二四番二五号

双葉工機株式会社

(提案理由)

広島県立総合技術高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百九号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 レーザー加工機

数 量 一式

二 取得価格 一〇二、三〇〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市沖野上町四丁目二四番二五号

双葉工機株式会社



(提案理由)

広島県立総合技術高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第百十号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 マシニングセンタ

数 量 一式

二 取得価格 七七、五五〇、〇〇〇円

三 相手方 福山市沖野上町四丁目二四番二五号

双葉工機株式会社

(提案理由)

広島県立総合技術高等学校において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するため、当該備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第百一十一号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次  
のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度		債 権 額
	平成三年度	平成四年度	
母子福祉資金貸付違約金	平成三年度	二八、七九六円	
	平成四年度	四三、〇九三円	
	平成一九年度	五七、九〇〇円	
	平成二七年度	五一、九〇七円	
	平成二八年度	三三〇、四一五円	
	令和元年度	一四四、七八五円	
	平成四年度	一二三、七四〇円	
	平成五年度	三三〇、七二〇円	
	平成六年度	二七二、八八〇円	
	平成七年度	四九七、八〇〇円	
	平成八年度	二四五、四〇〇円	
	平成九年度	二〇、〇〇〇円	
	平成一〇年度	六九四、七六〇円	
	平成一一年度	一二三、四〇〇円	
	平成一二年度	三五、三八〇円	
	平成一三年度	一七、二〇〇円	
	平成一五年度	一七〇、五〇〇円	
平成一六年度	三六五、六九〇円		
平成一七年度	一、八四二、九〇三円		
平成一八年度	八三二、七五六円		
平成一九年度	六九九、五〇〇円		

県営住宅使用料

港湾使用料等

県立病院使用料及び手数料

令和元年度	平成三〇年度	平成二八年度	平成二七年度	平成二六年度	平成二五年度	平成二三年度	平成二一年度	平成一九年度	平成一八年度	平成一四年度
一四、〇三〇円	三四、四二〇円	一七、九二〇円	二〇一、四二〇円	一七、五七〇円	七、五五〇円	四〇、三五〇円	三四、六〇〇円	二七二、二四〇円	八、八〇〇円	四八八、八一八円

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

## 県第百十二号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県縮景園及び広島県立美術館の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県縮景園及び広島県立美術館

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市西区商工センター二丁目三番一号

株式会社 イズミテクノ

広島市安佐南区伴南五丁目五番一五号

広島緑地建設株式会社

広島市西区己斐上一丁目一四番三号

株式会社 広田造園

広島市中区大手町三丁目八番五号エイトバレー大手町八階

株式会社 富山学園

#### 三 指定の期間

令和四年四月一日から

令和九年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県縮景園及び広島県立美術館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第  
二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。



## 県第百十三号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立産業技術交流センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県立産業技術交流センター

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区千田町三丁目七番四七号

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

#### 三 指定の期間

令和四年四月一日から

令和九年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立産業技術交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

## 県第百十四号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 公の施設の名称

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園

#### 二 指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目三番一二号

株式会社 第一ビルサービス

広島市西区南観音八丁目二番三二号

みずえ緑地株式会社

#### 三 指定の期間

令和四年四月一日から

令和九年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

## 県第百十五号議案

### 当せん金付証券の発売総額について

当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条第一項の規定により、令和四年度に発売できる当せん金付証券の発売総額について、次のとおり県議会の議決を求めらる。

令和三年十二月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和四年度に発売できる当せん金付証券の発売総額は、次のとおりとする。

一六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

(提案理由)

令和四年度に発売できる当せん金付証券の上限額を定めるため、県議会の議決を求める。